

（本号の目次）-----

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例
2. 令和 7 年(2025 年)12 月 19 日までに成立した、もしくは公布された法律
3. 12 月の主な発刊書籍一覧(私法部門)
4. 12 月の主な発刊書籍一覧(公法・その他部門)
5. 発刊書籍の解説

（掲載判例 INDEX）-----

*「1.法律雑誌等に掲載された主な判例」の要旨及び判決日又は決定日を掲載します。

（民事法）

【1】遺留分に係る計算において遺産に含まれる土地の共有持分につき第1審判決の評価額の誤りを指摘し、是正する一方、同様に是正すべきであった生前贈与に係る土地の共有持分の評価額を是正しないまま引用し、遺留分に係る計算をして原判決主文の結論を導いた事例(2025年12月18日最高裁)

参照条文等：民法(平成30年法律第72号による改正前のもの)1031条、民法1043条・1046条

キーワード：遺留分 相続開始時点の評価額 判決理由の食い違い

【2】市長Yは市政に関しXから恫喝を受けた等とSNSに投稿したため、Xが事実無根としてY及び市に賠償を求めた事案で、Yの発言は国賠法1条1項の違法行為に該当するとして33万円の支払を認めたがY個人の賠償責任を認めないとした事例(2024年7月3日広島高裁)

参照条文等：国家賠償法1条1項、民法710条・709条

キーワード：国家賠償請求 市長個人の責任 SNSの投稿

【3】分譲別荘地の管理運営会社Xに対し別荘所有者Yらが管理契約解除の意思表示をしたためXがYらに対し管理契約に基づく訴えを提起した事案で、管理契約締結者と無契約者とが同じくXの管理による利益を享受することになり不公平が生じるとして契約解除を否定(2025年7月1日東京高裁)

参照条文等：民法651条1項

キーワード：分譲別荘地 管理による利益 管理契約の解除

【4】総合飼料メーカーXはYとの間で継続的商品売買基本契約を締結し、生豚の生存のためにYに飼料を供給し売掛債権を有していたが、Yについて再生計画手続開始の決定がされたためXはYに再生手続外で売買代金の支払を求めたところ請求が棄却された事例(2022年11月16日神戸地裁)

参照条文等：民法306条・307条、民事再生法85条1項・122条1項・2項

キーワード：継続的売買 民事再生 手続外での請求

【5】X1株式会社の代表者X2は自動車運転中にY運転の自動車に追突され負傷したため、X1はYに対しX2の負傷休業に伴う外注費用分の損害賠償及び同期間中にX2に支払った役員給与分の損害賠償を請求し、役員給与の一部の賠償が認容された事例(2024年2月7日東京地裁)

参照条文等：民法709条

キーワード：役員休業 損害賠償 役員給与

【6】XとAはYが管理運営するクラウドソーシングサービスの会員であり、XはAから業務受託し納品通知をしたがAはその全てにつき検収不合格としたためXはYにAから代理受領した業務委託料相当額の支払を請求したが棄却された事例(2024年10月3日東京地裁)

参照条文等：民法656条・646条1項前段

キーワード:クラウドソーシングサービス 代理受領

【7】県議会議員XがYらの投稿動画でXの不倫等を指摘され社会的評価を低下させられたとして損害賠償及び動画の削除を求めた事案で、Yらは噂の形式を取りつつ事実を摘示しXの社会的評価を低下させたとして110万円の支払及び削除請求の一部を認容(2024年12月6日福岡地裁)

参照条文等:民法709条・719条1項

キーワード:動画投稿 損害賠償 削除の請求

【8】共同相続された株式から生じた配当金請求権は株式の内容を構成する剰余金の配当を受ける権利が具体化したもので、相続分に応じて分割されるものではなく、共同相続人の一部が発行会社等に自己の相続分に相当する金員の支払を請求することはできないと判示(2025年3月14日大阪地裁)

参照条文等:民法709条・896条・899条・900条・907条・909条

キーワード:共同相続 株式 配当請求権

(商事法)

【9】会社法796条3項に基づく簡易株式交換手続に対する株主の反対通知に際しての社債、株式等の振替に関する法律154条3項所定の個別株主通知の要否及びそれを行うべき時期が争われ、個別株主通知されたのが反対通知の期間を徒過しその要件を欠くとされた事例(2024年10月11日東京地裁)

参照条文等:会社法796条・796条の2・797条、社債、株式等の振替に関する法律154条

キーワード:個別株主通知 反対通知 簡易株式交換手続

(知的財産)

【10】原告が第25類「ジーンズ製被服」を指定商品とし「新世界ジーンズ」を標準文字で表してなる商標につき登録出願をしたところ拒絶査定を受け不服審判請求も特許庁が不成立の審決をしたので訴訟を提起したところ、審決に違法はないとして原告の請求を棄却(2025年11月19日知財高裁)

参照条文等:商標法4条1項11号

キーワード:結合商標 出所識別機能 不可分的な結合

【11】「国際特許出願に係る出願審査の請求は翻訳文が提出される前に行われた不適法な手続である」として手続却下の処分を受けた控訴人が、訴えを却下した原判決を不服として控訴を提起したところ、本判決は訴えを却下した原判決を失当としつつ控訴を棄却した事案(2025年11月27日知財高裁)

参照条文等:特許法184条の4・184条の17

キーワード:法律上の利益 国際特許出願 翻訳文の提出

【12】被告は第40類「生ゴミ処理機の貸与」等を指定役務とし「ゴミサー」を標準文字で表す登録商標の商標権者だが、原告は本件商標の登録は商標法違反として無効審判を請求し特許庁が不成立の審決をし、その取消を求める訴訟を提起したところ請求が認容された事案(2025年12月1日知財高裁)

参照条文等:商標法4条1項11号

キーワード:生ゴミ処理機 取引の実情 商標の類似性

【13】特許権者である原告が、発明の名称を「マッサージ関連サービスを提供するシステムおよび方法」とする特許について一部の請求項を無効とする特許無効審決の取消を求めた取消訴訟であって、甲1発明と本件訂正発明1との対比の誤り等を主張したが棄却された事案(2025年12月3日知財高裁)

参照条文等:特許法29条2項

キーワード:プログラミング言語 コマンド言語 治療プログラムまたはシーケンス

(民事手続)

【14】信用組合Yに501万円を出資していたXは民事再生手続に入りYを脱退し出資金の返戻請求を行った。YはXに対する貸付金残元金1000万円から出資金相当額を相殺したと主張したが、原判決はYの相殺を認めずXの請求を認容し本判決も原判決を維持した(2023年12月19日大阪高裁)

参照条文等:民事再生法92条1項

キーワード:民事再生 出資金払戻請求 相殺の可否

(刑事法)

【15】コンテナ倉庫は土地に定着していないから刑法130条にいう「建造物」に当たらないとの弁護人の主張に対し、コンテナ倉庫は移動が容易でなく社会通念上土地に定着しているといえるから「建造物」に当たるとして、建造物侵入罪の成立を認めた事例(2025年10月21日最高裁)

参照条文等:刑法(令和4年法律第67号による改正前のもの)130条

キーワード:コンテナ倉庫 建造物 土地への定着性

【16】医療関連商品の製造販売会社の営業所長が国立大学医学部附属病院の医師に賄賂を贈ったとして勾留された事案。原々審は勾留請求を却下し、原決定は罪証隠滅のおそれが高度として原々判決を取消したが、本判決は原決定には違法があるとして原決定を取消した(2025年11月27日最高裁)

参照条文等:刑事訴訟法60条1項

キーワード:医師の収賄 勾留の必要性 罪証隠滅のおそれ

【17】被告人は被害者に暴行し後遺障害を負わせ起訴されたが、受傷直後の被害者の申告事実の認定に用いた第1審判決の認定判断は要証事実との関連性を見誤り、伝聞証拠に関する刑訴法の規定を潜脱するとして第1審判決を破棄した原判決の判断は是認できるとした事例(2025年12月10日最高裁)

参照条文等:刑事訴訟法323条2号

キーワード:被害者の供述の信用性 受傷直後の被害申告 再伝聞

【18】地方公共団体から被告人名義の口座に誤って振り込まれた臨時特別給付金につき誤振込と認識しながらオンラインカジノサービスの決済代行業者口座へ送金した行為が電子計算機使用詐欺罪に当たるかが争われ、原審は有罪とし被告人が控訴したが棄却された事例(2023年6月6日広島高裁)

参照条文等:刑法240条の2

キーワード:誤振込 オンラインカジノ 電子計算機使用詐欺罪 虚偽の情報

【19】請託行為の有無、あっせん行為の有無、供与された金の対価性及び被告人(宮城県議会議員)の故意の有無が争われた事案において、本判決は、公職者あっせん利得罪の成否に関する事実についての原判決の事実認定等に誤りはないとし控訴を棄却した事例(2025年11月25日仙台高裁)

参照条文等:公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律1条1項

キーワード:公職者あっせん利得罪 請託行為 あっせん行為 財産上の利益

(公法)

【20】2025年7月施行の参議院選挙において選出される議員1人当りの選挙人数が最多選挙区で最小選挙区の3.127倍あったとして選挙の有効性が争われたが、著しい不平等状態にあったものの選挙までには是正されなかったことが国会の裁量を逸脱するものではないとされた(2025年11月21日福岡高裁宮崎支部)

参照条文等:憲法14条

キーワード:参議院 人口比例選挙 1票の格差 国会の裁量

【21】2025年7月施行の参議院選挙において選出される議員1人当りの選挙人数が最多選挙区で最小選挙区の3.127倍あったとして選挙の有効性が争われたが、著しい不平等状態にあったものの選挙までには是正されなかったことが国会の裁量を逸脱するものではないとされた(2025年11月25日広島高裁)

参照条文等:憲法14条

キーワード:参議院 人口比例選挙 1票の格差 国会の裁量

【22】Xは出生により日本国籍を取得したが自己の志望により米国籍を取得したところ外務大臣から国籍法11条1項により日本国籍を喪失しているとして旅券不発給処分を受けたため同条同項は憲法に違反し無効として同処分の無効確認等を求めたが請求が棄却された事例(2023年12月6日福岡地裁)

参照条文等:憲法10条・13条・22条2項・98条2項・14条1項、国籍法11条1項

キーワード:旅券不発給処分無効確認 国籍の喪失 重国籍

(社会法)

【23】平成25年から27年に行われた厚生労働大臣による「生活保護法による保護の基準」の改定を理由とした保護費引下処分の違法性が争われた事案。控訴人である国側は一連の最高裁判決に反する主張を撤回し、控訴審裁判所も一連の最高裁判決に沿う判断をした(2025年12月3日仙台高裁)

参照条文等:生活保護法3条・8条2項

キーワード:生活保護基準改定 主張の撤回 控訴棄却

【24】Y社の女性従業員XがYに対し総合職のみに社宅制度の利用を認めていることが雇用均等法が禁止する差別に当たる等として社宅制度の利用が認められた際に得られる経済的利益相当額の支払等を求めた。本判決は同法7条の間接差別に当たるとして請求の一部を認容(2024年5月13日東京地裁)

参照条文等:雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律6条2号・7条、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律施行規則1条・2条、民法90条、労働基本法4条

キーワード:総合職 社宅制度 間接差別

(その他)

【25】Xは弁護士Yとの間で業務委託契約を締結していたが、Yが協力関係を解消したためYに対し未払業務委託報酬として6,300万円余りを請求した事案。Xの行為は弁護士法72条で禁止する周旋に当たるとし本件業務委託契約は公序良俗に違反し無効としてXの請求を棄却(2024年4月24日東京高裁)

参照条文等:弁護士法27条・72条

キーワード:業務委託契約 広告 周旋 弁護士法72条

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例

(民事法)

【1】最一判令和7年12月18日 裁判所HP

令和6年(オ)第234号 遺言無効確認等、貸金返還、建物収去土地明渡等請求事件(破棄自判)

<https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-95251.pdf>

(裁判要旨)

遺留分に係る計算において、遺産に含まれる土地の共有持分につき、第1審判決における評価額に誤りがあると指摘した上でこれを是正する一方で、同様に是正すべきであった生前贈与に係る土地の共有持分の評価額を是正しないまま主文の結論を導いた原判決の理由には食違がある。

(理由)

原審は、遺産に含まれる土地の共有持分4分の1の相続開始時点における評価額を1284万0892円とした第1審判決の認定には、もともと上記持分の評価額として算出された額(5136万3571円)に更に4分の1を乗じた誤りがあると指摘した上で、遺言対象持分の上記時点における評価額については、これを5136万3571円に是正したが、生前贈与の対象となった同土地の共有持分4分の1の上記時点における評価額については、第1審判決の上記認定を是正することなく引用し、遺留分に係る計算をして原判決主文の結論を導いた。

参照条文等：民法(平成30年法律第72号による改正前のもの)1031条、民法1043条・1046条

【2】広島高判令和6年7月3日 判例タイムズ1537号64頁

令和6年(ネ)第31号 損害賠償(第1事件、第2事件)請求控訴事件(控訴棄却、上告、上告受理申立)

安芸高田市の市議Xは、市長Yと非公開の意見交換会を行ったところ、Yが、SNSに「数名から、議会の批判をするな・・・、敵に回すと政策に反対するぞ、と説得？恫喝？あり」等と投稿し、全員協議会でも特定の議員が議会を敵に回すと政策が通らなくなる旨の発言をした旨、及び、同発言をしたのはXであると発言し、また、市議会選挙が公示された後も3回に渡り同様の内容等をSNSに投稿したため、これらの発言や投稿により名誉を毀損された等として、Yに対し不法行為に基づく損害賠償を求め、市に対し国家賠償を求めた。一審判決は、これらの発言や投稿がXの社会的評価を下げるものであり、真実性も真実相当性も認められず、議会における市長の発言に裁量が存在すること等を考慮しても国賠法1条1項の違法行為に該当するとして33万円の支払いを認めたが、いずれも市長として職務を行うについてなされたものであるためY個人が賠償責任を負うものではないとした。

本判決も、上記発言は公益に関する事項についてしたものではあるが、その内容は議会から恫喝を受けたということにとどまらず、発言者としてXを名指ししており、それにより市議会議員としての社会的評価を低下させることを認識していた等とし、ほぼ同様の理由により一審判決を支持し控訴を棄却した。

参照条文等：国家賠償法1条1項、民法710条・709条

【3】東京高判令和7年7月1日 判例時報2633号27頁

令和7年(ネ)第900号 各共益費等請求控訴事件 変更・請求一部認容(上告)

本件は、Xが分譲別荘地の管理運営等を行う株式会社、Yらが分譲地の所有者又は共有者として、Xの前身UないしVと管理契約を締結した者であるが、Yらが、それぞれ本件管理契約を解除する旨の意思表示をしたところ、XがYらに対し、管理契約に基づく共益費等の支払を求める訴えを提起した事案である。

原審は、本件各解除は有効であると認められるとし、本件各解除の効力が生じた後の支払義務を負わないとして、Y1～Y5に対する共益費等の請求を棄却し、Y6～Y8に対する請求を一部認容したの

に対し、Xほか、Y6及びY8が敗訴部分に不服があるとして控訴した。

本判決は、原審同様、本件管理契約は、単純な準委任契約ではないとしつつ、民法における準委任契約の規律の適用があると判示したものの、本件管理契約は、受益者Xの利益のためにも締結されたものと認められ、本件各解除に、やむを得ない事由があると認めることはできず、Yらが本件管理契約の解除権自体を放棄したものとは解されない事情があるとは認められないとし、Xとの間で管理契約を締結しない分譲地所有者が、Xとの管理契約を締結した他の分譲地所有者の負担によって維持されるXの共益施設の管理等による利益を享受するという不公平な事態を生ずる懸念があるなど、本件管理契約を維持しなければならない高度の必要性があり、終了させることが正義に反するような事情があると評価すべきであるとして、各解除を否定した。

他方、Y6及びY8は、控訴審において、請求の一部について短期消滅時効の援用を主張し、本判決は時効成立を認めた。

参照条文等：民法651条1項

**【4】神戸地判令和4年11月16日 判例時報2632号118頁
令和4年(ワ)第477号 一般優先債権請求事件(却下(確定))**

総合飼料メーカーXは、家畜の肥育等を事業目的とするYとの間で継続的商品売買基本契約を締結し、生豚の生存のためにYに飼料を供給し、売掛債権を有していたところ、Yについて再生計画手続開始の決定がされた。

XはYに対し、再生手続外で売買代金の支払いを求め、売掛債権は民法307条1項の「債務者の財産の保存」の費用として同法306条1号の「共益の費用」に関する債権に該当するとして一般先取特権を主張した。本判決は、契約に基づく飼料等の売却、飼料等の引き渡し行為は必ずしも生豚の価値の減少を防ぐために直接的に必要な行為であるとは認められない等として、財産の保存には当たらないとしてXの訴えを却下した。

参照条文等：民法306条・307条、民事再生法85条1項・122条1項、2項

**【5】東京地判令和6年2月7日 判例タイムズ1537号243頁
令和3年(ワ)第21563号 損害賠償請求事件(一部認容、控訴(後控訴棄却))**

X1株式会社の代表者X2は、令和元年10月31日、自動車運転中にY運転の自動車に追突され負傷した。X1は、Yに対し、不法行為に基づき、X2が負傷し休業したため外注を余儀なくされたとして外注費用分の損害賠償請求(主位的請求)、及び、休業期間中にX2に支払った役員給与分の損害賠償(予備的請求)を請求した。

本判決は、X1の主位的請求については、外注の事実は認められないとし排斥したが、予備的請求については、X1の事故後の治療経過・症状からすれば業務に支障が生じたことは否めないとし、医療記録上同年11月頃に痛みが強く眠れないほど痛いときがあるとの記載のほかは業務に大きな支障が生じるほどの症状をうかがわせる記載がないことや、医師が就労の制限をしていないことから、症状固定までの3か月の間30%の割合で業務に支障が生じたとし、X1にはX2のほかに役員も従業員もいないこと、X2の報酬額が令和元年男性・学歴計・年齢35～39歳に係る賃金センサス等よりも低額であること、しかしながら、事故前年及び事故当年のX1の純利益が赤字になっている中でも役員給与がその金額となっていること、純利益が事故前年より増加しているのに役員給与に変更がないこと等から、役員給与のうち労務報酬対価部分は8割程度であるとし、反射損害として302,400円の支払を認めた。

参照条文等：民法709条

【6】東京地判令和6年10月3日 判例時報2633号41頁

令和5年(ワ)第22238号 代理受領報酬引渡請求事件(棄却(控訴))

X及びAは、Yの管理・運営するクラウドソーシングサービス(本件サービス)の会員であり、Aを委託者、Xを受託者として、年末調整に関する業務について業務委託契約を締結した。X及びAが同意した本件サービスに関する利用規約には、委託者は、受託者が作業を開始する前日までに、Yに対し、業務委託料相当額を仮払いする、Yは、委託者及び受託者双方に確認し、債務の本旨に従った履行が行われたか否かの点について、当事者間の認識に争いがあると認められた場合、支払事務を終了し、委託者に対し仮払いされた委託料を返金することができる、などの内容が定められていた。Xは、Aに対し、合計14回の納品通知をしたが、Aは、Xに対し、その全てについて検収不合格の通知をした。本件は、XがYに対し、代理受領した業務委託料相当額の支払を求めたが、Yが拒絶し、Aに対し、業務委託料相当額を返金したため、XがYに対し、業務委託料相当額等の支払を求めた事案である。

本判決は、本件サービスにおいては、原則として、Yが受発注間での業務委託料の支払に関する業務を担い、受託者はYに対し、Yが委託者から受領した業務委託料の支払を求めることができるが、債務の本旨に従った履行が行われたか否かについて紛争が生じた場合は、Yは業務を終了して委託料を委託者に返金し、以後、当事者間で紛争を解決することとして、受託者は、Yではなく委託者に業務委託料を請求すべきとされていると認めるのが相当であると判断し、本件においては、債務の本旨に従って履行されたか否かについて、XA間に認識の相違が存在するものと認め、Xの請求を棄却した。

参照条文等：民法656条・646条1項前段

【7】福岡地判令和6年12月6日 判例タイムズ1537号183頁

令和5年(ワ)第4287号 損害賠償請求事件(一部認容(控訴))

県議会議員Xは、Yらが共同して投稿した動画において、Xが同僚議員との間で不倫やセクハラに関する問題を起こし、部下等に対してもパワハラをしているといった事実を摘示され、社会的評価を低下させられたとして、Yらに対し、不法行為に基づく損害賠償及び人格権に基づく差止請求として動画の削除を求めた。Yらは、別の議員に送付された手紙の内容を紹介したもので単なる噂の存在を摘示したものと反論したが、本判決は、動画において「結構お詳しいね」「その界限では有名な話ともいえるけど」「県の界限じゃ有名らしいですよ。だから、県、福岡県庁の中では」等と発言したほか、Xの名前を挙げた上で「パワハラするのが議員の仕事だって思ってるんですよ」等とした発言は、いずれも手紙に記載された内容が実際に存在することを強く示唆するものであり、一般の視聴者は同手紙が別の議員に届いたとの事実にとどまらず、実際に上記事実が存在する可能性があるとの認識を持つのが通常であるから、Yらは噂の形式を取りながら事実を摘示したものであるとし、Xの社会的評価を低下させたとして110万円の支払い及び削除請求の一部を認めた。

参照条文等：民法709条・719条1項

【8】大阪地判令和7年3月14日 金法2270号76頁

令和6年(ワ)第6068号 未受領配当金等請求事件(請求棄却)

本件は、共同相続人の一部であるXらが、相続財産である株式につき、遺産分割審判によりXら以外の共同相続人がその全部を取得することとされたが、相続開始から遺産分割審判確定までの間に発生した上記株式の配当金のうち、自己の法定相続分に相当する金員の支払を求める権利を有するとして、株主名簿管理人である信託銀行Yにその支払を求めたところ、これを拒絶されたことから、株式の発行会社に対する配当金支払請求権が侵害されたと主張して、Yに対し、民法709条に基づく損害賠償金

及びこれに対する遅延損害金の支払を求めた事案である。

本判決は、共同相続された株式から生じた配当金請求権は、株式(株主権)の内容を構成する剰余金の配当を受ける権利が具体化したものであるから、当然に相続分に応じて分割されることはなく、共同相続人の一部が、発行会社等に対し、自己の相続分に相当する金員の支払を請求することはできないというべきであるから、YがXらの請求を拒んだことが不法行為法上違法であるとするXらの主張は前提を欠くと判示して、Xらの請求を棄却した。

参照条文等:民法709条・896条・899条・900条・907条・909条

(商事法)

【9】東京地決令和6年10月11日 金法2270号82頁

令和6年(ヨ)第30161号 株式交換差止仮処分命令申立事件(却下)

本件は、上場会社である債務者Yの株主である債権者Xが、(1)YとA社との間の、Yを完全親会社とし、A社を完全子会社とする株式交換契約および(2)YとB社との間の、Yを完全親会社とし、B社を完全子会社とする株式交換契約に基づいて行おうとしている各株式交換について、上記各株式交換が法令または定款に違反し、Yの株主が不利益を受けるおそれがあるなどと主張して、Yに対する会社法796条の2第1号に基づく株式交換差止請求権を被保全権利として、上記各株式交換の差止めの仮処分を求めた事案である。会社法796条3項に基づく簡易株式交換手続に対する株主の反対通知に際しての、社債、株式等の振替に関する法律154条3項所定の個別株主通知の要否及びそれを行うべき時期が争点となった。

本決定は、会社法796条3項に基づく簡易株式交換手続に対する株主の反対通知が、社債、株式等の振替に関する法律154条1項の規定する少数株主権等の行使に当たると解した上で、反対通知は裁判外において行使されるものであり、会社において、反対通知に際して同法154条3項所定の個別株主通知を受けなければ、通常、反対通知を行った者の株式数を正確に認識することは困難であり、反対通知の期間経過時に株主総会の決議による承認が必要となるかどうかの判断をすることが困難となることを理由に、反対通知に際しての個別株主通知は、反対通知の期間である会社法797条3項の通知または同条4項の公告の日から2週間以内にされなければならないと解し、本件では、個別株主通知がされたのは反対通知の期間を2日徒過していたとして、Xが行った反対通知は個別株主通知としての要件を欠き、Yに対抗することはできないとし、本件申立てを却下した。

参照条文等:会社法796条・796条の2・797条、社債、株式等の振替に関する法律154条

(知的財産)

【10】知財高判令和7年11月19日 裁判所HP

令和7年(行ケ)第10068号 審決取消請求事件 商標権 行政訴訟 (棄却)

<https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-95184.pdf>

原告は、「新世界ジーンズ」を標準文字で表してなる商標(本願商標)について、第25類「ジーンズ製被服」を指定商品として商標登録出願をしたところ、拒絶査定を受けたため、拒絶査定不服審判を請求したが、特許庁が不成立の審決(本件審決)をしたので、原告が本件審決の取消しを求める本件訴訟を提起した事案。

本願商標は、「新世界」と「ジーンズ」の語を組み合わせた結合商標であるところ、両語に観念上のつながりはなく、それらを結合して具体的な意味を有する成語となるものではないから、不可分的に結合しているものではない。そして、「ジーンズ」の文字部分は、その指定商品との関係において、商品の種別や原材料を表示する語であるから、自他商品の出所識別標識としての機能を果たし得ない。他方、

「新世界」の文字部分は、商品の産地、品質等との関連を直ちに想定できるものではなく、「新しい世界」ほどの漠然とした意味合いを理解させるものである。そうすると、本願商標は、その構成中「新世界」の文字部分が、商品の出所識別標識として強く支配的な印象を与えるものである。

以上からすると、本願商標と引用商標は、その要部「新世界」について、外観において相紛らわしく、近似した印象を与え、「シンセカイ」の称呼及び「新しい世界」ほどの観念を共通にするものであるから、両者は、相紛れるおそれのある類似の商標といえることができる。

これに対し、原告は、本願商標からは、「シンセカイジーンズ」との一連の称呼が生じるとの理解のもとで出願しているから、本件審決は取り消されるべきである旨を主張する。

しかし、被服との関係で本願商標を見るならば、「ジーンズ」の文字部分は、商品の種別や原材料を表示するものと認められ、自他商品の出所識別標識としての機能を果たし得ないと考えられ、本願商標から常に「シンセカイジーンズ」との一連の称呼が生じるものとは認められない。したがって、原告の上記主張は採用することができない。

以上によれば、本願商標は、「新世界」の文字からなり第25類「被服、履物」を指定商品とする登録商標（引用商標）と類似する商標であり、商標法4条1項11号に該当するから、本件審決にこれを取り消すべき違法はないとして原告の請求は棄却された。

参照条文等：商標法4条1項11号

【11】知財高判令和7年11月27日 裁判所HP

令和7年(行コ)第10001号 処分取消請求控訴事件 特許権 行政訴訟(棄却)

<https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-95134.pdf>

「本件国際特許出願に係る出願審査の請求は翻訳文が提出される前に行われた不適法な手続である」として手続を却下する処分を受けた、特許協力条約に基づき国際出願をした控訴人が、「控訴人に本件処分を取り消す法律上の利益がない」として本件訴えを却下した原判決を不服として控訴を提起したところ、「控訴人には本件処分の取消しを求める訴えの利益が認められ、本件訴えを却下した原判決は失当であるが、控訴人の本案に係る主張には理由がない」として、控訴人の本件控訴を棄却した事案。

(1)本件処分は、控訴人がした本件出願審査請求につき、特許法184条の4第1項の規定する翻訳文が提出される前に行われたものであり、同法184条の17所定の要件を満たさないとして、同法18条の2第1項に基づき、本件出願審査請求に係る手続を却下したものである。控訴人は、本件出願審査請求より前に本件翻訳文を提出しなかったとの瑕疵が治癒されたことなどを本件処分の違法事由として主張し、本件処分の取消しを求めているところ、上記瑕疵の治癒が認められるとして、本件処分が判決によって取り消されれば、本件処分は遡って失効するとともに本件出願審査請求に係る手続が復活し、控訴人は本件出願審査請求について審査を受けることができるようになるのであるから、控訴人には、本件処分を取り消す利益がある。

(2)特許法は、外国語でされた国際特許出願の出願人は、同法184条の4第1項所定の翻訳文を特許庁長官に提出しなければならないとし(同項本文)、上記翻訳文の提出等の手続をした後でなければ、国際特許出願についての出願審査の請求をすることができないと規定している(同法184条の17)。控訴人は、本件出願審査請求より前に、特許法184条の4第1項所定の翻訳文を提出していないから、本件出願審査請求は同法184条の17の規定に違反する。また、特許法は、出願審査請求が所定の期間内にされなかった場合や、翻訳文等が所定の期間内に提出されなかった場合については、瑕疵の補正を許容する規定を置くのに対し(令和3年法律第42号による改正前の特許法48条の3第5項、同法184条の4第4項参照)、外国語でされた国際特許出願に係る出願審査請求が、特許法184条の4

第1項所定の翻訳文の提出等の手続をせずにされ、同法184条の17所定の要件に係る瑕疵が存在する場合につき、その瑕疵の治癒を許容する規定を置いていない。したがって、本件出願審査請求に係る手続は、不適法であり、その補正をすることができないものと言わざるを得ないから、これを却下した本件処分に違法はない。

(3)以上によれば、控訴人には本件処分の取消しを求める訴えの利益が認められるが、控訴人の請求には理由がない。本件訴えを却下した原判決は失当であるが、当事者の主張内容及び審理の経過等に照らし、本件につき更に弁論をする必要がないと認められるから、民事訴訟法307条ただし書により、自判するのが相当である。そして、控訴人の請求は棄却されるべきものであるが、被控訴人が控訴も附帯控訴もしていない本件においては、当審が原判決を取り消した上で控訴人の請求を棄却する本案判決をすることは、不利益変更禁止の原則に違反して許されないから、控訴人の本件控訴を棄却するにとどめるのが相当である。

参照条文等：特許法184条の4・184条の17

【12】知財高判令和7年12月1日 裁判所HP

令和6年(行ケ)第10056号 審決取消請求事件 商標権 行政訴訟 (認容)

<https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-95208.pdf>

被告は、「ゴミサー」を標準文字で表してなり、第40類「生ゴミ処理機の貸与」等を指定役務とする登録商標(本件商標)の商標権者である。原告は、本件商標の登録は、商標法4条1項11号に違反してされたものであることを理由として、無効審判の請求をしたが、特許庁が不成立の審決(本件審決)をしたので、原告が本件審決の取消しを求める本件訴訟を提起した事案。

原告が、本件商標の無効理由として引用した商標(引用商標)は、原告の登録商標であって、「ゴミサー」を標準文字で表してなり、第7類「生ゴミ処理機」を指定商品とする登録商標(引用商標)である。引用商標の指定商品と同じ第7類に属する建設機械について、その製造業者又はその関連会社が、販売とともに貸与(レンタル)も行っているという取引の実情がある。そして、機械に商標を使用する者がその機械の貸与も行っていることは、通常、特に意外なこととまではいえず、むしろ、予想し得る範疇のことといえる。また、本件商標の指定役務の需要者は生ゴミ処理機を使用する者であり、引用商標の指定商品の需要者も、その多くは、生ゴミ処理機を使用する者であると推認されるから、双方の需要者は多くの部分で共通する。これらの事情を考慮すれば、本件商標の指定役務と引用商標の指定商品に同一又は類似の商標を使用する場合には、同一営業主の製造、販売又は提供に係る商品又は役務と誤認されるおそれがあると認められる関係があるということが出来る。したがって、本件指定役務と引用指定商品は類似するものと認められる。

生ゴミ処理機の業界と建設機械の業界の間に相違点があるとしても、建設機械は、引用商標の指定商品と同じ第7類「加工機械、原動機(陸上の乗物用のものを除く。)その他の機械」に属する商品であることからすれば、建設機械に関する取引の実情を考慮に入れることを不当とすることはできない。

以上によれば、本件商標が商標法4条1項11号に該当するとは認められないとの本件審決の判断は誤りであるとして原告の請求は認容された。

参照条文等：商標法4条1項11号

【13】知財高判令和7年12月3日 裁判所HP

令和6年(行ケ)第10077号 審決取消請求事件 特許権 行政訴訟(棄却)

<https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-95218.pdf>

特許権者である原告が、発明の名称を「マッサージ関連サービスを提供するシステムおよび方法」と

する特許について一部の請求項を無効とする特許無効審決の取消しを求めた取消訴訟であって、甲1発明と本件訂正発明1との対比の誤り等を主張したが、棄却された事案。

(1)原告は、本件訂正発明1の「マッサージプログラムのプログラムコード」は、「プログラミング言語」のソースコードで記述されるコンピュータプログラムを指す、と主張する。

しかし、各証拠の記載に照らせば、当業者は、特に限定がなければ、「プログラムコード」とは、「人工言語を用いてコンピュータに解釈あるいは実行させることを目的として作成された命令やデータなど」を意味するものと理解するといえる。そして、本件訂正発明1の発明特定事項は、「プログラムコード」がソースコードであることを特定するものではないし、その他、プログラムコードが具体的にどのような形式のものであるかを特定しているとも認められない。本件明細書等に、「プログラムコード」の具体的なプログラミング言語の種類やプログラムの記述内容等についての記載があるとは認められない。

以上を総合すると、本件訂正発明1の「プログラムコード」は、「人工言語を用いてコンピュータに解釈あるいは実行させることを目的として作成された命令やデータなど」を意味するものと理解するのが相当である。

(2)甲1の1の記載によれば、甲1発明の「治療プログラムまたはシーケンス」は、プログラム言語に類似したテキストベースの治療用健康装置のコマンド言語であり、治療プログラム又はシーケンスは、マッサージや関連する活動や構成などを治療用健康装置に指令するためのものであるといえる。また、甲1の1の記載からは、治療機構260、265の動作を実行させるのは主データ処理装置200であり、治療プログラム又はシーケンスが、当該主データ処理装置200において実行されること、すなわち、コンピュータによって解釈あるいは実行させるためのものであることが明らかであるといえる。

(3)上記のとおり、甲1の1に記載された発明の「治療プログラムまたはシーケンス」は、プログラム言語に類似したテキストベースのコマンド言語であって、コンピュータによって解釈あるいは実行させるためのものであるから、甲1の1に記載された発明の「治療プログラムまたはシーケンス」は、本件訂正発明1の「プログラムコード」に相当するといえることができる。以上によれば、甲1の1に記載された発明の「治療プログラムまたはシーケンス」が、本件訂正発明1の「プログラムコード」に相当するとした本件審決に誤りはなく、取消事由には理由がない。

参照条文等：特許法29条2項

(民事手続)

【14】大阪高判令和5年12月19日 判例時報2632号77頁

令和5年(ネ)第62号 出資金払戻請求控訴事件(控訴棄却(上告))

農産物の生産・加工・販売を主たる事業とするX(被控訴人・原告)が、中小企業等協同組合法に基づき設立された信用組合Y(控訴人・被告)に対し、計501万円を出資していた。Xは令和2年1月に民事再生手続を開始し、同年9月に脱退の意思表示をし、令和3年6月、組合財産の存在が総代会で確認された後、同年7月、停止条件が成就した旨主張して、出資金501万円の返戻請求を行ったのに対して、Yは令和2年2月、停止条件不成就の利益を放棄して、YがXに対して有する貸付金残元金1000万円の再生債権を自働債権、出資金返戻請求権を受働債権とする相殺の意思表示をしており、同請求権は民事再生法92条1項に基づく本件相殺により消滅したと主張した。本判決は同条項の「債務」に条件未成就の停止条件付債務は含まれておらず相殺は許容されないとして、Xの請求を認容した原判決を維持した。

参照条文等：民事再生法92条1項

(刑事法)

【15】最三決令和7年10月21日 裁判所HP

令和6年(あ)第585号 窃盗、建造物侵入被告事件(上告棄却)

<https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-94876.pdf>

(判旨)

弁護人は、コンテナ倉庫(以下「本件コンテナ倉庫」という。)は、土地に定着していないから、刑法(令和4年法律第67号による改正前のもの)130条にいう「建造物」に当たらない旨主張する。

本件コンテナ倉庫は、移動が容易でなく土地に置かれて継続的に使用される物であり、その形態及び使用の実態に照らし、社会通念上土地に定着しているといえるから、上記改正前の刑法130条にいう「建造物」に当たるといふべきである。基礎が打たれていないこと等の事情は、本件コンテナ倉庫が上記「建造物」に当たるとを否定すべきものとは認められない。

したがって、被告人について、建造物侵入罪の成立を認めた第1審判決を是認した原判決の判断は正当である。

よって、上告を棄却する。

参照条文等：刑法(令和4年法律第67号による改正前のもの)130条

【16】最一決令和7年11月27日 裁判所HP

令和7年(し)第1043号 勾留請求却下の裁判に対する準抗告の決定に対する特別抗告事件(原決定取消、準抗告棄却)

<https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-95139.pdf>

(事案)

被疑者は、医療関連商品の製造販売等を営む会社の営業所長であったが、同社の営業担当者と共謀の上、国立大学医学部附属病院の医師に対し、同社の取り扱う医療機器を使用するなどの有利かつ便宜な取り計らいを受けたことに対する謝礼等の趣旨で、同社名義の口座から同病院専用名義の口座に40万円を振込入金し、このうち34万4000円相当の、同医師が選定した物品の購入等を行うことができる利益を得させ、同医師の職務に関し賄賂を供与したという事実で勾留された。

原々審は、勾留の必要性がないとして勾留請求を却下した。

これに対し、原決定は、本件事案の性質・内容(対向犯である上、更に多くの関係者が様々な立場で関わっていることや、被疑者と関係者らとの人的関係等)、被疑者や関係者らの供述内容及び供述状況に加え、争点について関係者らの供述による立証が重要となる証拠構造、原々裁判時における捜査の進捗状況等を踏まえると、被疑者が関係者と通謀するなどして、罪体及び重要な情状事実について罪証を隠滅するおそれがあり、このようなおそれは、被疑者が罪証隠滅行為に及ばない旨誓約しているなどの事情のみからは否定できず、被疑者の捜査に対する対応状況等も踏まえると、逃亡のおそれもないとはいえず、勾留の必要性も認められるとして、罪証隠滅のおそれが高度であることを前提に、原々裁判を取り消した。

(判旨)

原決定は、罪証隠滅の現実的可能性の程度について、原々裁判が判断の基礎としたものとほぼ同一の事情を指摘するのみで、これらの事情に関する原々裁判の評価が不合理であるとする理由を実質的に示していない。

そうすると、原決定には、違法があるから、原決定を取り消し、更に裁判すると原々裁判に誤りがあるとはいえないから、準抗告を棄却する。

参照条文等：刑事訴訟法60条1項

【17】最三決令和7年12月10日 裁判所HP

令和5年(あ)第237号 傷害被告事件(上告棄却)

<https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-95223.pdf>

(事案)

被告人は、ウッドデッキ上において、椅子に座っていた被害者の右腕・右足を引っ張るなどの暴行を加えて、同ウッドデッキ付近に置かれていたプール内に同人を転落させ、上肢不全麻痺の後遺症を伴う頸髄損傷、頸椎脱臼骨折の傷害を負わせたという罪で、起訴された。

第1審判決は、病院の診療録中の看護師が作成した「入院までの経過」欄に「会社の人に手と足をつかまれ、ふざけて土の上に設置されたビニールプールに投げ込まれ、背中と腰から転落。更に上から一人乗りかかり受傷。」という記載(以下「本件記載」という。)があることから、被害者が公訴事実にあるような被告人による暴行の被害を受けた状況とは異なり、勤務先の同僚の手でプールに投げ込まれるなどした状況を申告していた可能性があるとして認定し、公訴事実と同旨の被害状況を述べる被害者の公判供述の信用性を否定し、被告人に対し無罪を言い渡した。

これに対し、原判決は、第1審判決について、再伝聞証拠である本件記載自体から被害者自身が救急隊員に対して本件記載にあるような発言をした可能性があるとして認定したものと解さざるを得ず、このような認定は伝聞法則に反し違法なものであるから、第1審の訴訟手続には法令違反があるとして、第1審判決を破棄し、本件を水戸地方裁判所に差し戻した。

(判旨)

出所不明確な本件記載について、これを受傷直後の被害者による本件申告事実の認定に用いた第1審判決の認定判断は、要証事実との関連性を見誤り、あるいは、伝聞証拠に関する刑訴法の規定を潜脱する違法なものといわざるを得ないから、第1審判決に影響を及ぼすべき訴訟手続の法令違反があるとした原判決の判断は是認できる。

よって、上告を棄却する。

参照条文等：刑事訴訟法323条2号

【18】広島高判令和5年6月6日 判例時報2632号128頁

令和5年(う)第86号 電子計算機使用詐欺被告事件(控訴棄却(上告))

地方公共団体から被告人名義の口座に誤って振り込まれた臨時特別給付金につき、被告人が誤振込と認識しながらオンラインカジノサービスの決済代行業者口座へ送金した行為が電子計算機使用詐欺罪に当たるかが争われ、原審は有罪としたところ、被告人が控訴をした。

本判決は、被告人に認められる告知義務の内容は当該振り込みが誤振込であることの認識であり、被告人が電子計算機に振込依頼等をする情報を入力した以上は、権利行使に何ら制限がない権利者として権利を行使する旨の情報を入力したというべきであるから、正当な権限の行使であるとする情報を与える入力操作をしたものと原判決が判断したことに誤りはなく、「虚偽の情報」を入力したとはいえないとする被告人の主張を排斥し、被告人の控訴を棄却した。

参照条文等：刑法240条の2

【19】仙台高判令和7年11月25日 裁判所HP

令和7年(う)第91号 公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律違反被告事件(被告人控訴棄却)

<https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-95143.pdf>

争点は、請託行為の有無、あっせん行為の有無、供与された50万円の対価性、及び被告人(宮城県

議会議員)の故意であったが、控訴審は、公職者あっせん利得罪の成否に関する事実について原審の事実認定に誤りはなく、かつ本件50万円全体が見返り又は謝礼という性質を不可分的に帯びるとして、これを公職者あっせん利得罪で収受した財産上の利益であるとした原判決の判断に誤りはないとし、控訴を棄却した。

参照条文等:公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律1条1項

(公法)

【20】福岡高宮崎支判令和7年11月21日 裁判所HP

令和7年(行ケ)第2号 人口比例選挙請求事件(棄却)

<https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-95224.pdf>

2025年7月20日施行の参議院議員通常選挙において、選出される議員1人当たりの選挙人数が、最小の福井県選挙区を1とした場合、最多の神奈川県選挙区は3.127倍であったことから選挙の有効性が争われた事案。

裁判所は、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあったが、選挙までには是正されなかったことが国会の裁量を逸脱するものではないとした。

参照条文等:憲法14条

【21】広島高判令和7年11月25日 裁判所HP

令和7年(行ケ)第1号 人口比例選挙請求事件(棄却)

<https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-95210.pdf>

令和7年7月20日施行の参議院議員通常選挙において、選出される議員1人当たりの選挙人数が、最小の福井県選挙区を1とした場合、最多の神奈川県選挙区は3.127倍であったことから選挙の有効性が争われた事案。

裁判所は、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態(違憲状態)にあったと評価せざるを得ないとしたが、本件選挙が行われる前に本件定数配分規定の改正がされなかったことをもって国会の裁量権の限界を超えるものとはいえないとした。

参照条文等:憲法14条

【22】福岡地判令和5年12月6日 判例タイムズ1537号128頁

令和4年(行ウ)第25号 旅券不発給処分無効確認等請求事件(請求棄却、控訴(後控訴棄却))

<https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-92619.pdf>

Xは、出生により日本国籍を取得したが、自己の志望により米国籍を取得したところ、外務大臣から国籍法11条1項(「日本国民は、自己の志望によって外国籍を取得したときは、日本の国籍を失う」)により日本国籍を喪失しているとして旅券不発給処分を受けたため、同条同項は憲法に違反し無効であるとして同処分の無効確認等を求めた。

本判決は、憲法10条は国籍の得喪の要件を立法府の裁量に委ねており、自己の志望により外国国籍を取得した日本国民が日本国籍を失わないことを具体的権利として保障したのではないとし、国籍は基本的人権の保障等を受ける上で重要な法的地位であること等を踏まえると、国籍法11条1項のような内容の定めを設けるに当たりその者の意思を出来る限り尊重すべきことは憲法13条の規定等の精神に照らして考慮要因になるとしつつも、国籍法11条1項は重国籍の発生を防止すること等を立法目的として、その者自身に事前に日本国籍と外国国籍を選択する機会を与えたものであり、その立法目的及びその目的を達成する手段がなお合理的であるといえるので立法府の裁量権の範囲を逸

脱又は濫用したものとは認められず、憲法10条、13条、22条2項、98条2項に違反しないとし、外国国籍を身分行為等によって当然取得した場合等と区別を生じさせていることについても、重国籍が生じた原因に応じてこれを解消するための合理的な手段が採用されたことによるものなので憲法14条1項にも違反しないとし、本件処分は有効であるとして請求を棄却した。

参照条文等：憲法10条・13条・22条2項・98条2項・14条1項、国籍法11条1項

(社会法)

【23】仙台高判令和7年12月3日 裁判所HP

令和5年(行コ)第5号 生活保護基準引下処分取消等請求控訴事件(控訴棄却)

<https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-95237.pdf>

平成25年から平成27年にかけて行われた、厚生労働大臣による「生活保護法による保護の基準」(昭和38年厚生省告示第158号。保護基準)中の生活扶助基準(別表第1)の改定(本件保護基準改定)を理由として、保護費引下処分が行われたことの違法性が争われた事案である。

控訴人である国側は、既に一連の最高裁判決(令和7年6月27日最高裁判決(最高裁令和5年(行ヒ)第397号、第398号同7年6月27日第三小法廷判決、最高裁令和6年(行ヒ)第170号同7年6月27日第三小法廷判決))がされたことから、それに反する主張を撤回しており、控訴審裁判所も、一連の最高裁判決に沿う判断をした。

参照条文等：生活保護法3条・8条2項

【24】東京地判令和6年5月13日 判例時報2633号89頁

令和2年(ワ)第20432号 地位確認等請求事件(一部却下、一部認容、一部棄却(確定))

本件は、Y株式会社の女性従業員Xが、Yに対し、総合職のみに社宅制度の利用を認めていることが、雇用均等法6条2号が禁止する直接差別に当たる、又は、同法7条が禁止する性別以外の事由を要件とする措置(いわゆる間接差別)に当たる、雇用均等法に定める規制に当たらなくとも民法90条に違反する等を主張し、不法行為又は債務不履行等に基づき、社宅制度の利用が認められた際に得られる経済的利益相当額の支払等を求めた事案である。

本判決は、Yの社宅制度の利用について具体的に検討し、社宅制度に伴う待遇の格差が性別に由来すると認めることができないと認定し、直接差別には当たらないとしたが、平成23年7月以降のYの社宅制度は、総合職であれば転勤の有無や現実的可能性のいかんを問わず、希望すれば社宅制度が適用されるのが実態であり、その恩恵を受けたのが1名を除き全て男性だったこと、社宅制度の利用を総合職に限定している必要性や合理性を説明することができないこと等から、雇用均等法の趣旨に照らし、間接差別に該当し、社宅制度の運用を続けていたことが不法行為に当たるとして、Xの請求を一部認容した。

参照条文等：雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律6条2号・7条、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律施行規則1条・2条、民法90条、労働基本法4条

(その他)

【25】東京高判令和6年4月24日 判例タイムズ1537号100頁

令和4年(ネ)第886号 業務委託料請求控訴事件(控訴棄却(確定))

Xは弁護士Yとの間で、Yの債務整理事業の協力する、事業資金800万円を無利息で貸し付ける、事務所を賃貸し事務員を派遣する、インターネット上に広告を出稿する、売上から賃料、人件費及び報

酬30万円を控除した残金を貸付金の返済に充て、完済後は残余金の9割を広告料としてXに支払う等の内容の業務委託契約を締結していたが、関係が悪化し、Yが協力関係を解消したため、Yに対し、未払業務委託報酬として6,300万円余りを請求した。

同業務委託契約の前提として、Xは、ウェブサイト「街角法律相談所」を運営するA社と提携し、同サイトに広告を掲載する等した上で、A社から独占的に買い取った顧客情報をYに提供することとなり、そのことは業務委託契約書には記載されていなかったが、本判決は、Xの行為は顧客と弁護士の間を介在して委任契約成立のための便宜を図りその成立を容易にする弁護士法72条本文後段の禁止する周旋に当たるとし、このようなスキームを前提としている本件業務委託契約は公序良俗に違反し民法90条により無効であるとし、Xの請求を認めず控訴を棄却した。

参照条文等：弁護士法27条・72条

(紹介済み判例)

大阪地判令和6年2月28日 判例時報2632号64頁

令和5年(行ウ)第32号 議会決議取消等請求事件(一部却下、一部棄却(控訴(控訴棄却)))

→法務速報281号16番で紹介済み

最三判令和6年5月21日 判例タイムズ1537号35頁

令和5年(あ)第1032号 強制わいせつ、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律違反、強制的性交等未遂、強制的性交等被告事件(上告棄却)

→法務速報278号10番で紹介済み

<https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-92995.pdf>

広島高判令和6年10月4日 判例時報2632号94頁

令和6年(ネ)第119号 保険金請求控訴事件(控訴棄却(上告・上告受理申立て))

→法務速報287号7番で紹介済み

最二決令和6年10月16日 判例時報2633号5頁

令和6年(許)第5号 文書提出命令に対する抗告審の変更決定に対する許可抗告事件(破棄自判)

→法務速報283号11番で紹介済み

<https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-93424.pdf>

最三判令和7年7月4日 判例タイムズ1537号27頁

令和5年(受)第1838号 損害賠償、求償金請求事件(上告棄却)

→法務速報291号3番で紹介済み

<https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-94240.pdf>

最一判令和7年7月17日 判例タイムズ1537号19頁

令和5年(行ヒ)第276号 行政処分取消等請求事件(破棄差戻)

→法務速報291号21番で紹介済み

<https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-94297.pdf>

最三決令和7年8月14日 判例タイムズ1537号32頁

令和7年(し)第672号 接見等禁止の裁判に対する準抗告棄却決定に対する特別抗告事件(原決定取消し、差戻し)

→法務速報293号13番で紹介済み

<https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-94427.pdf>

2. 令和7年(2025年)12月19日までに成立した、もしくは公布された法律

種類 提出回次 番号
法律名及び概要

・衆法 218 1

租税特別措置法及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律

・・・現下の揮発油の価格の高騰から国民生活及び国民経済を守るため、揮発油税及び地方揮発油税の税率の特例を廃止することを定めた法律。

・衆法 219 5

愛知・名古屋アジア競技大会及び愛知・名古屋アジアパラ競技大会に関する特別措置法

・・・令和8年に開催される愛知・名古屋アジア競技大会及び愛知・名古屋アジアパラ競技大会の円滑かつ安全な実施を確保する観点から施設の警備、暑熱に関する対策等に万全を期するため、必要な特別措置について定めた法律。

・衆法 219 10

高次脳機能障害者支援法

・・・高次脳機能障害者に対する支援に関し、基本理念、国等の責務、地域での生活支援、相談体制の整備、高次脳機能障害者支援センターの指定等について定めた法律。

・衆法 219 14

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律

・・・各議院の議長、副議長及び議員が受ける期末手当の支給割合について、一定期間、現行の水準に据え置くことを定めた法律。

・衆法 219 15

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律

・・・一般職の国家公務員の給与改定に伴い、国会議員の秘書の給与の額を改定する等を定めた法律。

・閣法 217 21

医療法等の一部を改正する法律

・・・地域における医療機関の機能分化・連携強化に着目した地域医療構想の推進、医師の偏在是正に向けた取組の推進、オンライン診療の推進及び美容医療に係る規制の整備、医療情報の基盤の構築及び利活用の推進等を行うことを定めた法律。

・閣法 219 1

ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律

・・・最近におけるストーカー行為等の実情に鑑み、紛失時における発見のために用いられる識別情報を送信する機能を有する装置の位置情報を当該装置を所持する者の承諾を得ないで取得する行為等を規制の対象に加えること等について定めた法律。

・閣法 219 2

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律

・・・最近における配偶者からの暴力について、裁判所が発する命令により禁止される行為として、紛失時における発見のために用いられる識別情報を送信する機能を有する装置の位置情報を、当該装置を所持する被害者の承諾を得ないで取得する行為等を追加することを定めた法律。

・閣法 219 3

更生保護制度の充実を図るための保護司法等の一部を改正する法律

・・・更生保護制度について、保護司の委嘱条件の見直し、任期の延長、職務の執行区域の弾力化、保護観察付全部執行猶予者の鑑別に関する規定の新設、更生保護事業における保護の対象者の拡大等を定めた法律。

・閣法 219 4

気象業務法及び水防法の一部を改正する法律

・・・水災による被害の軽減を図るため、洪水の特別警報の創設、国土交通大臣等が共同して行う高潮の予報及び警報の創設、河川管理者等による氾濫等の通報の実施、外国法人等が行う予報業務の許可に関する規定の整備等を定めた法律。

・閣法 219 5

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律

・・・一般職の国家公務員について、俸給月額、初任給調整手当、通勤手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当並びに非常勤の委員等に支給する手当の額の改定、本府省業務調整手当の支給対象職員の拡大及び手当額の上限割合の改定、採用時からの特勤手当に準ずる手当の支給等について定めた法律。

・閣法 219 6

特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律

・・・一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与の額の改定を行う等について定めた法律。

・閣法 219 7

地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律

・・・地方財政の状況等に鑑み、令和7年度に限り臨時経済対策費、給与改定費及び臨時財政対策債償還基金費を設ける等について定めた法律。

・閣法 219 8

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律

…一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官の報酬月額の設定を行うことを定めた法律。

・閣法 219 9

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律

…一般の政府職員の給与改定に伴い、検察官の俸給月額の設定を行うことを定めた法律。

・閣法 219 10

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律

…一般職の国家公務員の例に準じて防衛省職員の俸給月額等を改定することを定めた法律。

3. 12月の主な発刊書籍一覧(私法部門)

著者 出版社 定価(税込)

書籍名

★は後記に解説あり

梶村太市／監修 矢野亜紀子 鈴木哲広／編著 青林書院 7,920円

最新裁判書式体系5 民事保全

森公任／著 日本加除出版 5,390円

弁護士のための財産分与実務のポイント

第一法規「判例体系」編集部／編 第一法規 4,070円

判例INDEX 事件類型別 民事高裁取消判決

藤田広美／著 有斐閣 3,960円

スキマ民事訴訟★

4. 12月の主な発刊書籍一覧(公法・その他部門)

著者 出版社 定価(税込)

書籍名

★は後記に解説あり

久保有希子 小松圭介 布川佳正 村井宏彰／著 有斐閣 5,390円

刑事弁護の実践★

桑野雄一郎 澤田将史 田邊幸太郎 殿村桂司 中崎尚 古川直裕／著 有斐閣 4,400円

相談事例で学ぶ 生成AIの活用と法務

大阪弁護士会倒産法実務研究会／編 金融財政事情研究会 6,930円
対話でわかる破産管財実務64のポイント

木村一輝／著 商事法務 3,850円
設例で学ぶ 個人情報管理と漏えい等対応

大来志郎／監修 水谷登美男 大野一行 飯島隆博 五十嵐一裕 高倉佑介 焼尾圭太 光武敬志
田村将人／編著 商事法務 4,950円
逐条解説 事業性融資の推進等に関する法律 企業価値担保権の創設

森・濱田松本法律事務所外国法共同事業アセットマネジメント・グループ／編著 有斐閣 3,190円
法律実務家のためのアセットマネジメントの基礎知識

アンダーソン・毛利・友常法律事務所 事業再生・倒産プラクティスグループ・著 中央経済社 3,080円
ケースでわかる 実践「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」(第2版)

5. 発刊書籍<解説>

「スキマ民事訴訟」

民事訴訟、執行関係訴訟に関する対話形式の想定事例に対し、実務上の検討ポイントや裁判所の対応が分かりやすく解説されている。実務の勘所を確認したいときに読みやすく実践的な本である。

「刑事弁護の実践」

刑事弁護の最前線について、読んだその時から実践できるように、為すべきことが具体的かつ的確に解説されている。本文中にロールプレイングや書式例が掲載されており、文末にも多数の参考書式も掲載されている。ベストな弁護を提供するという著者らの熱い思いが込められた渾身の一冊である。

Copyright (C) 公益財団法人日弁連法務研究財団 掲載記事の無断転載を禁じます。